

OTU OKAYAMA TEACHERS' UNION

ニュース

OTUネット 岡山県教組のホームページ・アドレス <https://otu.or.jp/>

発行所

岡山県教職員組合
岡山市中区西川原255番地
〒703-8567
(電話) (086) 272-1278)

編集人 松尾 涼 児

発行人 吉田 康 文

印刷所 株式会社ニッポンKOHWA



県共闘交渉2024 月例給・ボーナス引上げ!!



県共闘会議（吉田康文議長）は、11月14日に県当局と最終交渉をおこないました。給与改定については「給与改定は県人事委員会の勧告どおり実施」、最終回答では「家族休暇の要件拡大と2025年1月1日からの実施」「初任給基準の改定に伴う在職者調整の改善」を引き出すことができました。旅行雑費については、国家公務員のとりあつかいに準じて「廃止する」としていましたが、旅行雑費のうちの県内旅行における通信連絡費はこれまでどおり「支給する」と押し戻すことができました。以上のことから、22時40分に妥結しました。

給与改定は人事委員会勧告どおりに実施

■ 月例給・ボーナス 3年連続の引上げ、年度内の差額支給確認

県当局は、県人事委員会が勧告した月例給とボーナスの引上げについて、第1回の交渉で「勧告どおり実施したい」と回答しました。10月7日、県人事委員会は月例給について、4月に遡って給料表を改定するよう勧告していました。定年前再任用短時間勤務職員を含む再任用職員においても、各級の改定額を踏まえて改定され、小・中教育職2級で4,700円（2023年度は800円）と大幅な引上げとなります。

ボーナスについても、12月に支給されるボーナスの支給月数が0.10月分増となります。引上げ分については、期末手当及び勤勉手当に均等になるよう0.05月分ずつ配分する

としています。再任用職員についても引上げ分の0.05月分を期末手当及び勤勉手当に均等に配分するとしています。

通常であれば年内に給与条例が改定され、引上げ改定の場合は年末に差額が支給されますが、国の給与法の成立後に、条例を改正していくため、今回は、国会の動向によっては年内支給が難しいという考えを当局は示しています。県共闘会議は年内支給をもとめており、遅くとも年度内には支給することを確認しています。12月末に差額が支給される場合、教諭（小中2級40号給）の方で約350,000円の支給が見込まれています。

特別支援教育課と協議・日本原自主耕作活動（収穫祭） 4面

■ 扶養手当 子に係る手当増額、配偶者に係る手当廃止

扶養手当については、2026年度までの2年間で「配偶者に係る手当6,500円を廃止し、子に係る手当を13,000円に増額」するよう勧告され、県当局は勧告どおり実施するとなりました。今回の改定で配偶者に係る扶養手当は廃止されますが、「精神または身体に重度の障がいがある」配偶者については引き続き6,500円が支給されることを確認しています。

	現 行	2025年度	2026年度
配偶者に係る手当	6,500円	3,000円	0円
子に係る手当	10,000円	11,500円	13,000円

■ 地域手当の支給地域拡大と支給率の引上げ

地域手当については、現在、岡山市のみに3%が支給されていますが、県当局が「勧告のとおり改定する」と回答したことから、新たに倉敷市が支給対象地域となります。2028年度までに岡山市・倉敷市に4%が支給されることになり、2025年度については、岡山市は3%、倉敷市は2%の支給となります。

対象地域	現 行	2025年度	2028年度までに
岡山市	3 %	3 %	4 %
倉敷市	なし	2 %	4 %

■ 寒冷地手当増額と支給要件の緩和

寒冷地手当については、これまで新庄村が支給対象地域となっていました。県当局は「勧告のとおり改定する」と回答したことから、手当額が2024年4月1日に遡って改定されます。また、支給対象地域については変更ありませんが、2025年4月1日から職員の居住地に関する要件が廃止されることになりました。

	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
現 行	17,800円	10,200円	7,360円
改定後	19,800円	11,400円	8,200円

■ 通勤手当増額と新幹線通勤・高速通勤の要件緩和

県当局は、当初回答で「通勤手当の支給限度額を月15万円への引上げ」「新幹線鉄道等に係る利用要件の緩和」を実施するとしていましたが、第3回（11月14日）冒頭で「有料道路の利用料金に係る認定基準を緩和する」と回答しました。2025年4月1日から改定され、経済的負担を軽減や支給対象者の拡大がはかれることとなります。

○新幹線鉄道等に係る利用要件

- ・新幹線等を利用せずに通勤するものとした場合における片道通勤距離が60km以上又は片道通勤時間が1時間30分以上であること。【現行維持】
- 新幹線等の利用による時間短縮効果が片道30分以上であること。【廃止】

○有料道路の利用料金に係る認定基準

- ・有料道路を利用しない場合、片道の経路が50km以上の者、又は通勤時間が1時間30分以上の者。【現行維持】
- 有料道路を利用した場合、片道20分以上の時間短縮効果があること。【廃止】
- 有料道路を利用した場合、有料道路を利用しないとした場合の通勤距離の40%の距離延長までであること。【廃止】

■ 再任用職員に住居手当、寒冷地手当、へき地手当、へき地に準ずる手当を支給

これまで再任用職員には通勤手当は支給されていますが、生活関連手当は支給されていませんでした。勧告では異動の円滑化に資する手当を支給するようふれられていました。県当局は、「勧告どおり実施する」としたことから、新たに住居手当、寒冷地手当、へき地手当、へき地に準ずる手当が2025年4月1日から支給されます。今回支給の対象とならなかった扶養手当については、60歳超の職員でも任用によって支給の有無の違いがあるため、再任用職員にも支給するようもめています。

県共闘交渉 最終回答

■ 初任給基準の改定に伴う在職者調整

県当局は、初任給基準については勧告通り実施し、高卒区分を2号給引き上げるとしていましたが、改定に伴う在職者調整については実施方法を検討するとしていました。最終回答では、「行政職給料表における高卒区分の初任給基準の改定に係る在職者調整については、令和7年3月31日時点の号給が1級7号給から1級10号給までの職員の号給を2号給加算し、令和7年3月31日時点の号給が1級11号給から1級15号給までの職員の号給を1号給加算する」「小学校中学校教育職員給料表における短大卒区分の初任給改定基準の改定に係る在職者調整について、令和7年3月31日時点の号給が2級5号給から2級8号給までの職員の号給を2号給加算する」としました。

■ 家族休暇の要件拡大と実施時期の前倒し

2025年4月から民間の育児・介護休業法が改正されることを踏まえ、県当局は当初、同4月から家族休暇の要件に「感染症に伴う学級閉鎖を加える」と回答していました。県共闘会議は更なる要件拡大と、2025年1月からの適用をもとめて交渉した結果、県当局は最終日に、「家族休暇の対象を、気象警報・事件その他急迫の事情による臨時の休校を加えることとし、令和7年1月1日から適用する」と回答しました。さらに、臨時休校の場合だけでなく、例えば、気象警報等に伴って子の学校の下校時刻が早まった場合にも対象となるとしています。

当初回答より

◆ 育児短時間勤務者育児休業者への新たな手当支給

地方公務員等共済組合法の一部改正により、2025年4月から2歳未満の子を養育する育児短時間勤務職員については、新たに育児短時間勤務手当金が支給されます。また、子の出生後の一定期間以内に、組合員とその配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合には、新たに子育て休業支援手当金が支給されます。

組合で勝ち取った成果を確認し、共有を！

県教組では、2024年度の確定交渉（県共闘交渉・独自交渉）で得られた成果を県教組ホームページにアップしています。交渉のなかで県当局に訴えた内容や、組合として勝ち取った具体的な成果を、分かりやすく動画でまとめています。県教組ホームページまたは下記二次元コードでぜひご覧ください。

組合員専用ページ ログイン方法

1. ユーザ名：tasukeai24
2. パスワード：sasaeai24
3. ひらがな4文字を入力

交渉解説動画



県共闘交渉



独自交渉



2019年以来の大会場に集結！

特別支援教育課と協議 交流の時間数「週半分以上も可能」

10月2日、県教組は県教委と「特別支援教育」に関する協議をおこない、特別支援教育の充実にむけた具体的な施策について話し合いました。

県教委からは、特別支援学級の現状ととりくみの内容について説明がありました。また、特別支援学級の定数改善や特別支援教育支援員の増員、通級指導教室の新設などに関して、意見交換をおこないました。

県教組は、協議のなかで、特別支援学級に在籍する児童の交流の時間数や、特別支援学級新設、入級に関する事などについて下記の通り確認しました。

特別支援学級や通級指導教室に関わる人員を増やし、児童生徒一人ひとりにきめ細やかな支援をおこなうことができるよう、今後も県教委と粘り強く協議を続けていきます。



県教委の見解

【特別支援学級に在籍する児童の交流の時間数について】

基本的には、交流の時間数が週の半分以下というのは原則論であり、学びの場が本当に適切なのかを考えていかないといけない。理由（個別の教育支援計画に位置付ける等）があれば、週の半分以上交流をおこなうことも可能である。

【特別支援学級新設、入級に関する事について】

学びの場決定にかかわる障害の程度の基準については、県教委作成の「適切な教育支援を行うために」に示されている。例えば自閉学級においては、「他人との意思疎通が困難及び対人関係の形成が困難」と記載されており、「または」ではない。通常学級における合理的配慮をおこなったうえでなお生活が困難であると判断される場合に、はじめて特別支援学級の新設・入級が考えられる。

日本原自主耕作活動 収穫祭

奈義町で収穫祭、反戦の思いを継ぐ

10月21日、岡山県平和センター青年女性連絡会は岡山県奈義町の日本原自衛隊演習場内にある耕作地で、サツマイモの収穫祭を開催しました。地元で長年農業と反戦活動にとりくむ内藤秀之さんはあいさつのなかで「集まることで平和をつくることができる」と語りました。

木々に囲まれた約50アールの畑は、内藤さんが長年耕し続けてきた演習場内の許可耕作地です。1970年に奈義町に移り住んだ内藤さんは、地元農家とともに反戦活動にとりくみ、実弾発射訓練への抗議や訴訟を通じて、自衛隊活動に異議を唱えてきました。

日本原自主耕作活動全体を通じて、参加者は耕作にとどまらず、地元住民が古くから守り続けてきた演習場内にある神社やため池の視察をおこなったり地域の成り立ちや平和への思いを深めたりしました。内藤さんは「この地での活動をとおして、平和の大切さを次の世代に伝えたい」と語り、活動を続けていく思いをあらためて示しました。

